

福島県福祉サービス第三者評価基準

〈内容評価基準〉

(女性自立支援施設版)

令和 7 年 7 月

目 次

A－1 利用者の権利擁護、主体性を尊重した支援

A－1－（１）利用者の権利擁護

A① A－1－（１）－① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

A－1－（２）権利侵害への対応

A② A－1－（２）－① 職員からの権利侵害等の防止を行っている。

A③ A－1－（２）－② 利用者間や利用者本人と同伴家族の間に権利侵害等が起こることがないように
取組を行っている。

A－1－（３）利用者の意向や主体性の尊重

A④ A－1－（３）－① 利用者に対して意見表明の支援を行っている。

A⑤ A－1－（３）－② 利用者が自分達の生活全般について考える取組を推進している。

A－2 支援の質の確保

A－2－（１）住環境

A⑥ A－2－（１）－① 安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えている。

A－2－（２）入所初期の支援

A⑦ A－2－（２）－① 入所に当たり、利用者が安心して安全に生活できるよう支援している。

A－2－（３）日常生活支援

A⑧ A－2－（３）－① 安定した対人関係を築けるよう支援している。

A⑨ A－2－（３）－② 利用者が安心して食事をとる環境が整えられている。

A⑩ A－2－（３）－③ 利用者の尊厳に配慮し、金銭の自己管理に関する支援を行っている。

A－2－（４）心身の回復に向けた支援

A⑪ A－2－（４）－① 利用者の健康に関する支援を行っている。

A⑫ A－2－（４）－② 性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行い心身の
健康回復を支援している。

A－2－（５）同伴家族等への支援

A⑬ A－2－（５）－① 利用者とその子どもに関する養育支援や親子関係の構築支援を行っている。

A⑭ A－2－（５）－② 同伴家族に必要な心理的・医療的支援を提供している。

A⑮ A－2－（５）－③ 同伴児童等への学習・生活支援を行っている。

A－2－（６）自立に向けた支援

A⑯ A－2－（６）－① 利用者それぞれの状況や意向に応じた自立に向けた生活支援を行っている。

A⑰ A－2－（６）－② 職業能力開発や就労支援を行っている。

A⑱ A－2－（６）－③ 利用者の就学支援を行っている。

A－2－（７）地域移行に向けた支援と退所後の支援

A⑲ A－2－（７）－① 利用者が安定した生活を送ることができるよう、地域移行に向けた支援や退
所後の支援を行っている。

A－1 利用者の権利擁護、主体性を尊重した支援

A－1－（１）利用者の権利擁護

A① A－1－（１）－① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

- a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。
- b) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- ☐ 利用者の権利擁護について、マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
- ☐ 利用者の権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた支援が実施されている。
- ☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
- ☐ 「権利侵害の防止」と「早期発見」するための具体的な取組を行っている。
- ☐ 必要に応じて、関係機関と連携を図り対応している。
- ☐ 利用者の思想・信教の自由を保障している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の権利擁護のため、権利擁護に関する周知・理解の醸成や、虐待等の権利侵害の防止の徹底等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設においては、支援を必要とする全ての利用者の尊厳を守り、その人格を尊重し、利用者が主体性を持って生活ができる権利を保障する必要があります。

○施設における支援が、利用者の最善の利益を目指して行われることを職員が共有して理解し、権利侵害等が起きていないかを日常的に振り返ることを通して日々の支援において実践することが求められます。

○また、施設全体の権利擁護の姿勢を確立し、支援の質の向上を図るため、個々の職員が、施設内外の研修等に積極的に参加し、人権意識を高く持つとともに、支援の実践や、支援に関する職員同士の意見交換等を通じて、専門性や協働性を高め、職員同士の信頼関係を形成することも重要です。

○なお、利用者の意向に沿うことが利用者の利益につながらない場合は、本人と丁寧に対話を重ね、納得と同意を得られるよう努めます。

○利用者への身体的、性的、心理的等の暴力や虐待等、権利侵害が発生した場合は、医療機関や警察等の関係機関に相談し連携できるような体制を整えます。

○また、思想や信教の自由は、憲法で保障された国民の権利です。利用者の思想や信教の自由については、他の利用者にも配慮することを前提として、最大限に配慮し保障する必要があります。

(3) 評価の留意点

○利用者の権利擁護に関する具体的な取組等を確認します。

○権利侵害等がないよう、日頃からの様々な取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準¹⁾、²⁸⁾の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○利用者個人の思想や信教の自由について、最大限に配慮して保障しているかを確認します。

〈注〉

* 本評価基準における「管理者」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者（施設長等）を指しますが、法人の経営者に対しても、同様の姿勢が求められます。

* 本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

* 「利用者」について本評価基準における「利用者」には、女性自立支援施設に入所している困難な問題を抱える女性本人のほか、同伴して入所している家族も含まれるものとします。

A－１－（２）権利侵害への対応

A② A－１－（２）－① 職員からの権利侵害等の防止を行っている。

【判断基準】

- a) 職員からの権利侵害等の防止が徹底されている。
- b) 職員からの権利侵害等の防止が徹底されているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 職員からの権利侵害等の防止が徹底されていない。

評価の着眼点

- ☐ 就業規則等の規程において、権利侵害等の防止を明記している。
- ☐ 職員による権利侵害等が起こりやすい状況や場面等について具体的な例を示して禁止している。
- ☐ 権利侵害等の起こりやすい状況や場面等について、研修や話し合いを行っている。
- ☐ 日常的に会議等で権利侵害等の防止について取り上げ、行われていないことを確認している。
- ☐ 権利侵害等を見たり聞いたりしたら、管理者等に報告することを義務付ける等、施設内の透明性を高め、早期発見し対応できるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本調査基準では、職員からの権利侵害等を行わないための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○いかなる場合においても、施設長や施設の職員等による身体的、性的、心理的等あらゆる形態の暴力や虐待、脅迫、人格否定等の利用者に対する権利侵害が起こらないよう、各職員が権利侵害の防止を明確に意識することが必要です。

○職員が利用者へ大声をあげて叱責する等の行き過ぎた対応は、心理的な暴力等の観点から権利侵害にあたるものです。

○そのため、就業規則等の規定に暴力の禁止や権利侵害の防止を明記する必要があります。

○また、職員研修等を通じて、職員等による権利侵害等を行わないことへの意識を高めるほか、日頃から権利侵害等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、権利侵害等をしない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。

○あわせて、権利侵害等が発生した場合に早期発見し、対応するためにマニュアル等を整備し、万が一事故が発生した場合は、規程に基づいて厳正に対処します。

(3) 評価の留意点

○権利侵害等があった場合を想定して、施設長が職員・利用者双方に事実確認や原因の分析等を行うことや、就業規則等の規程に基づいて、厳正に処分を行う仕組みを整備しているかを確認します。

○公立施設については、就業規則または服務規程等に権利侵害等の防止を明記しているかを確認します。

○権利侵害等がないよう、日頃からの様々な取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

A③ A－1－（2）－② 利用者間や利用者本人と同伴家族の間で権利侵害等が起こることがないよう取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者間や利用者本人と同伴家族の間で権利侵害等が起こることがないよう取組を行っている。
- b) 利用者間や利用者本人と同伴家族の間で権利侵害等が起こることがないよう取組を行っているが、より質を高める取組が求められる。
- c) 利用者間や利用者本人と同伴家族の間で権利侵害等が起こることがないよう取組が徹底されていない。

評価の着眼点

- ☐ 権利侵害等について、具体的な例を示して、利用者本人や同伴家族に周知している。
- ☐ 権利侵害等に迅速に対応できるように、利用者本人や同伴家族からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- ☐ 権利侵害等を行わないよう徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことの確認や職員体制の点検と改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設において、利用者本人と同伴家族、もしくは他の利用者との間で権利侵害等が生じないための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○身体的暴力、言葉による暴力や人格否定、無視・脅迫等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等不適切な行為は許されないことです。

○施設内において、利用者本人や同伴家族の間で、身体的、性的、心理的等あらゆる形態の暴力や虐待、脅迫、人格否定等の権利侵害等が起こることがないように、日頃から利用者本人や同伴家族の認識徹底を図ることが求められます。

○あわせて、他の利用者との間の適切な距離感や人間関係の構築等について共に考える機会を持つことも重要です。

○万が一権利侵害等があった場合は、可能な限り早期発見して対応できるよう、権利侵害等があった場合の相談方法等について、書面等により分かりやすく周知することが重要です。

○職員間においても、不審な点や気になる事案がないか、日頃の職員会議等において日常的に確認を行います。

○利用者本人と同伴家族の間で虐待等が発生していないか、利用者本人と同伴家族の双方に、日頃の会話等も通じて確認を行うとともに、双方が安心して職員に話ができるような関係性や環境を作り、問題と思われることがあれば関係機関と連携して早期に対応できるよう体制を整えることも求められます。

○施設の職員は、少しでも気がかりな点を発見した場合は早急に他の職員に共有し、施設全体としての留意を促します。

(3) 評価の留意点

○権利侵害等を伴わない人間関係の構築について、利用者本人や同伴家族に周知を図っているかを確認します。

A－１－（３）利用者の意向や主体性の尊重

A④ A－１－（３）－① 利用者に対して意見表明の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者に対して意見表明の支援を行っている。
- b) 利用者に対して意見表明の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者に対して十分に意見表明の支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 利用者が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けている。
- ☐ 利用者の選択・決定と理解のための情報提供や説明を行っている。
- ☐ 十分に意思を表明しにくい利用者の意思や希望をできるだけ適切に理解するための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の権利尊重の基本として、利用者に寄り添って行う利用者の意思決定に関する支援や、利用者が自身の意思等を表明できるように支援する取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設では、利用者が自らの権利を学び、自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等に関する意識を持つことができるように支援することが求められます。

○利用者一人ひとりとのコミュニケーションにより、信頼関係を深め、利用者の生活への思いや希望を表明できる機会として、さらに、生活上の様々な課題等についてともに考え利用者の生活の質の向上と自己決定や自己選択（意思決定）を図る機会として、個別の相談が重要です。

○また、利用者の希望と意思を最大限に尊重するとともに、利用者が自らの意思や意見を伝えられるよう、施設等で行われる支援等に関する分かりやすい情報提供を行うことも重要です。

○意見表明の支援に当たっては、利用者一人ひとりの状況に応じて、情報の提供、理解や解釈、意見の表明（決定）に至るプロセスを継続的かつ総合的に支援することが必要です。

○意見を表明する際や相談する際に秘密が守られること、またそれを利用者が理解していることも重要です。

○なお、十分に意思を表明しにくい利用者に対しては、利用者が自由に意見を表明できるよう、利用者と職員の関係づくりに取り組んだり、普段の利用者の表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組むことが考えられます。

(3) 評価の留意点

○意見表明の支援について、仕組みや手順等の組織的な取組について確認します。

○利用者からの相談や意見を述べやすい環境の整備等については、共通評価基準 35 で評価します。

よって、本評価基準では、これらの環境整備等を前提に、個別支援の中で、利用者に寄り添って利用者の意思決定や意見表明を支援しているかを評価します。

○利用者からの相談や表明された意見に対する施設の対応については、共通評価基準 36 で評価します。本評価基準は、利用者が自らの意思等を表明するための支援について評価するものであり、それに基づいた支援の質の向上については共通評価基準 36 で評価します。

A⑤ A－１－（３）－② 利用者が自分達の生活全般について考える取組を推進している。

【判断基準】

- a) 利用者が自分達の生活全般について考える取組を推進している。
- b) 利用者が自分達の生活全般について考える取組を推進しているが、十分ではない。
- c) 利用者が自分達の生活全般について考える取組を推進していない。

評価の着眼点

- ☐ 利用者が施設での生活に関する問題や課題について主体的に検討し、そのうえで取組、実行、評価するといった内容を含んだ活動を実施している。
- ☐ 利用者が自らの権利を学び、施設における生活改善に向けて取り組めるよう支援している。
- ☐ 利用者との話し合いで決定した要望等については、可能な限り応えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、入所者が、自分達の生活全般について考える取組を推進するとともに、利用者の生活改善に向けて施設が積極的に取り組むことについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設では、利用者自身が、自尊感情を持って、自らの人生を主体的に生きていくための支援を行うことが重要です。

○そのためには、利用者が自らの権利について学び、施設における自分達の生活全般について考える取組を推進することが望まれます。

○そのうえで、利用者との話し合いの場等を設け、利用者から施設での生活改善について要望があった場合は、必要に応じて対応策を検討したり、施設全体として、生活の改善に向けて具体的に取り組む必要があります。

(3) 評価の留意点

○利用者自身が生活全般について考えるための取組の推進に向けた具体的な取組や、それらに対する職員の関わりについて確認します。

A－2 支援の質の確保

A－2－（１）住環境

A⑥ A－2－（１）－① 安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えている。

【判断基準】

- a) 安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えている。
- b) 安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えているが、十分ではない。
- c) 安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えていない。

評価の着眼点

☐ 居室は清潔で居心地の良い空間が確保されている。

☐ 浴室やトイレは利用者の快適さに配慮している。

☐ 談話室など、憩いの空間を確保している。

☐ 身体に障害のある利用者がある場合には、安全に生活できるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者が安全で安定した生活を送るために必要な施設の設備や環境、生活において必要となる配慮事項について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設では、利用者の多くが、暴力に晒されたり経済的に困窮していたり等、不安定な環境で生活してきたことに留意し、利用者が基本的人権を尊重され、安全かつ安定した生活を安心して送れる環境を整えることが求められます。

○利用者の権利擁護の観点から、生活の場である建物や設備のあり方をあらためて見直す必要があります。

○加えて、不安定な環境下に置かれていた利用者が安心して生活できるよう、清潔で居心地のよい居室やスペース作りを心がけることも重要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、居室等施設全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっているかどうか、施設の工夫や取組を評価します。

○施設への入所は、利用者の不安や戸惑いを伴います。そのため、施設で安全で安心した生活を送るために、ハード面からのアプローチが行われていることを確認します。

A-2-(2) 入所初期の支援

A⑦ A-2-(2)-① 入所に当たり、利用者が安心して安全に生活できるよう支援している。

【判断基準】

- a) 入所に当たり、利用者が安心して安全に生活できるよう支援している。
- b) 入所に当たり、利用者が安心して安全に生活できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 入所に当たり、利用者が安心して安全に生活できるよう支援していない。

評価の着眼点

- ☐ 入所時、在所者への紹介の機会を持ったり、入所者と在所者それぞれに簡単に説明する等、利用者の不安を和らげるための取組を行っている。
- ☐ 入所時～入所初期の支援として、不安や悩みの削減、心の安定に向けた相談支援を行っている。
- ☐ 生活上のルールについて理解を促すために、生活のしおり等を作成し、施設内に掲示したり、利用者への説明や話し合いの機会を設けている。
- ☐ 必要に応じて、ルールの再検討・変更を柔軟に行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、入所初期の支援として、利用者が新しい環境で安心して安全に生活できるための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○様々な事由や課題を抱えて入所した利用者にとって、入所初期は質的・量的に濃密な支援が必要となります。

○入所後は、利用者が新しい環境で安心して安全に生活できるように、入所時に在所者への紹介の機会を持ったり、どのような在所者がいるのかを簡単に説明する（例：同伴児童がいる利用者がいるため、子どもの声がすることがある）等、利用者の不安を和らげるような工夫が求められます。

○同様に、在所者に対しても、新しく入所する利用者について配慮が必要なこと等を簡単に説明する（例：共有スペースを利用するときに必要となる配慮を説明する）ことで、利用者が安心して生活を送ることにつながります。

○同時に、不安や悩みの軽減、心の安定に向けた相談支援を行うことも重要です。

○入所後は特に、利用者とのコミュニケーションは密にとるように心がけるとともに、利用者が、生活の場である施設の下で心身の回復を図り、今後の展望を持てるよう、落ち着いて生活できる環境作りに努めます。

○なお、施設内で共同生活をしていくに当たっては、利用者の安全確保のため、食事や日常生活、外部との連絡や外出に関し、一定のルールを設け、利用者に遵守を求めることが必要になります。

○具体的には、DV被害やストーカー被害等、利用者の入所理由によっては、外出や外部との連絡等、一定の行動を制限せざるを得ない場合もあります。入所中にとることができない行動等については、加害者からの追及等の理由も含めて入所前から丁寧に説明を重ねることにより理解を求め、同意を得ることが重要です。

○一方で、可能な限り本人の意向を尊重するよう、状況に応じて柔軟な取扱いも検討するとともに、過剰なルールが自立支援の妨げにならないよう、配慮することも必要です。

○問題がないと考えられる範囲においては、日中の過ごし方等について、利用者の意向を確認したうえで、可能な限り本人が望む過ごし方ができるよう支援を行います。

(3) 評価の留意点

○入所直後は、急激な環境の変化により、孤独感や喪失感、不安感にさいなまれることも少なくありません。それらを軽減・解消するために、職員の温かい関わりや声かけ、相談等の支援が行われていることを確認します。

○入所前における十分な情報提供や説明・同意等については、共通評価基準 30 で評価します。よって、本評価基準では、入所前の情報提供等を踏まえて、入所初期に、利用者が安心して安全に生活できるための取組を評価します。

A⑧ A－2－（3）－① 安定した対人関係を築けるよう支援している。

【判断基準】

- a) 安定した対人関係を築けるよう支援している。
- b) 安定した対人関係を築けるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 安定した対人関係を築けるよう支援していない。

評価の着眼点

- ☐ 施設内で、他の利用者や職場（実習含む）の上司・同僚、家族、入所以前の知人・友人との関係等について相談ができる体制が整えられている。
- ☐ 対人関係の構築がうまくできない利用者には、それぞれの特性に合わせた関係性の構築に配慮を行っている。
- ☐ 必要な場合には、女性相談支援センターや女性相談支援員等との連携を行っている。
- ☐ 施設を自分の居場所として感じられるように、利用者同士が集うための機会や場を設け、共に交流するなど、関係づくりのための支援を行っている。
- ☐ 利用者同士のトラブルについて適切に介入し、解決を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設において利用者が安定した対人関係を築くための支援の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が抱える様々な人間関係の問題に対して、十分に理解したうえで、関係調整の支援を行うことは、利用者の自立へ向けた大切な支援です。

○施設では、被害によって奪われてきた、あるいは育まれてこなかった生活する力の獲得に向けた支援や人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援を行うことが求められます。

○入所以前の家族や友人、地域の人達との関係は、過去のいきさつから、中には関係を断ち切りたい人達もいます。しかし、利用者の自立に必要な人もあり、見極めが必要で、本人の同意を得て個別に対応することが重要です。

○施設内の他の利用者との関係づくりは、交流等を通じて、利用者自身が自立するための支えとなる新しい関係づくりへの支援ともなります。

○このような支援についても適切に行うことができるよう、施設においては、心理療法担当職員や個別対応職員等を配置し、被害回復に向けた支援を担っていく必要があります。

(3) 評価の留意点

○施設内の他の利用者との交流の機会を設けるなど、利用者が自立するための支えとなる関係づくりへの支援が行われているか確認します。

○原則として、本人の同意を得て行う、施設内の他の利用者との関係づくりや、入所以前の対人関係の支援について評価します。ただし、施設の特性や利用者の状況を鑑み、利用者同士の交流の機会を設けることが困難と考えられる場合には、交流の機会を設けることを想定した体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。

A⑨ A－2－（3）－② 利用者が安心して食事をする環境が整えられている。

【判断基準】

- a) 利用者が安心して食事をする環境が整えられている。
- b) 利用者が安心して食事をする環境が整えられているが、十分ではない。
- c) 利用者が安心して食事をする環境が整えられていない。

評価の着眼点

- ☐ 食事場所は、利用者が安心できるよう配慮し、常に清潔が保たれている。
- ☐ 幅広い食事提供時間を通して、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- ☐ 利用者の体調、疾病、アレルギー、宗教等に配慮した食事を提供している。
- ☐ 定期的に利用者の嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
- ☐ バランスのとれた食生活の習得については、栄養指導を行うなど、無理がないよう配慮し実施している。
- ☐ 食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者が安心して食事をとるための環境づくりや支援に関する取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設においては、利用者が健康に生活していくことができるよう、栄養や利用者の身体的状況及び嗜好を考慮した食事の提供を行います。

○食生活は、利用者の生活の中の大切な要素であり、自らの生活を豊かにするために基本的な体験の幅を広げます。

○入所前には偏った食生活を続けていた利用者も多いため、栄養バランスのとれた温かい食事を提供することで利用者が安心感を持ち、健康回復にもつながります。

○なお、アレルギー食や刻み食の提供、乳幼児や妊産婦への対応、文化や宗教等による食事制限への配慮など、利用者一人ひとりに応じたきめ細かな配慮も必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫、利用者の状況や希望に応じた食事をとるための環境づくり、食生活への利用者の参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて、利用者の状況に応じた食習慣を習得するための支援について確認します。

A⑩ A－2－（3）－③ 利用者の尊厳に配慮し、金銭の自己管理に関する支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の尊厳に配慮し、金銭の自己管理に関する支援を行っている。
- b) 利用者の尊厳に配慮し、金銭の自己管理に関する支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の尊厳に配慮し、金銭の自己管理に関する支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 利用者の自主性を尊重し、本人の意向に応じた金銭の自己管理に関する支援を行っている。
- ☐ 計画的な小遣いの使用等、金銭の自己管理ができるよう支援している。
- ☐ 必要に応じて、金銭の管理に関する外部機関の支援が受けられることを利用者に情報提供している。
- ☐ 施設が金銭の管理を行う場合は、利用者と協議のうえ、預かり金規定等を作成し、その範囲や方法等について決定している。また、このことを利用者に分かる形で確認書等の文書に残している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、生活支援においても重要である金銭の自己管理について、利用者の尊厳に配慮しながら行う取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○金銭の管理は、生活支援において重要な項目です。

○利用者の中には、入所までの生活の中で、配偶者等からの経済的支配により管理の習慣が奪われていたり、借金に追われている等、個々の背景があります。

○そうした違いを踏まえ、本人の尊厳に配慮し、支出額及び収入額の管理の仕方や貯蓄の仕方等、金銭管理、家計管理の支援を行います。

○なお、利用者が多重債務を抱えている場合は、合法・非合法を含め、また、利用者個人として貸借関係が明確になっていない場合も含め、返済不能の債務を抱えています。まず、合法的な債務や、友人・知人等からの債務は、返済することを基本に、利用者と十分相談し、弁護士等の協力を得ながら、可能なものから返済を実現できるよう支援します。

(3) 評価の留意点

○利用者の主体性に配慮した金銭の管理の具体的な支援内容や取組を確認します。

○なお、金銭については本人による管理を基本としていますが、例外的に施設が管理を行う場合は、利用者と協議のうえ、預かり金規定等を作成しその範囲や方法等について決定しているか、決定したことを文書にして確認しているかを確認します。

A－2－（４）心身の回復に向けた支援

A⑪ A－2－（４）－① 利用者の健康に関する支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の健康に関する支援を行っている。
- b) 利用者の健康に関する支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の健康に関する支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 必要な場合は受診、通院等についての相談・助言、介助、必要に応じた同行等を行っている。
- ☐ 利用者の意向を尊重しながら、医療の専門家又は医療機関との連携を行っている。
- ☐ 必要な場合には医師の診察や処置等の対応を行っている。
- ☐ 受診や服薬が必要な場合、利用者にその必要性を説明・助言している。
- ☐ 職員間で病状経過、服薬などの情報がきちんと引き継げるシステムができている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者に対する健康への支援等の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設の利用者には、健康面の問題を抱えていても、適切な医療機関へ受診できていない場合もあり、身体面、精神面の健康に課題を抱えている場合が多くあります。

○そのため、施設においては、心身の健康回復が十分に図られるための必要な支援を行うことが求められます。

○利用者が自らの健康について認識をもち、体調の変化などがあるときは報告できるように支援することも重要です。

○健康診断は心身の健康回復支援の観点からも重要であり、利用者の不安や悩みを聞き取りつつ、必要なアドバイス等を行う機会にもなります。必要に応じて、本人の同意を得て性感染症に関する検査等も含めて実施することも重要です。

○利用者が病気の時には、安心して静養できる環境を整えることと、治療に当たっては医療機関の協力も得て、回復に向けて必要な支援を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○心や身体の健康に不安を持つ利用者には、相談に応じたり、医療機関への受診を促したりするとともに、ニーズに応じた健康管理のための支援を行っているのかを確認します。

A⑫ A-2-(4)-② 性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行い心身の健康回復を支援している。

【判断基準】

- a) 性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行い心身の健康回復を支援している。
- b) 性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行い心身の健康回復を支援しているが、十分ではない。
- c) 性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行い心身の健康回復を支援していない。

評価の着眼点

- ☐ 日常生活の中で、心身の回復を図るための支援を行っている。
- ☐ 必要に応じて、施設の心理職あるいは、外部の専門機関から直接的支援を受ける体制が整っている。
- ☐ 心理的な支援が必要な利用者への対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。
- ☐ 必要に応じ、医療機関との連携が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、性的被害や暴力被害等を受けた利用者に対して、心理的な支援を行うことで心身の健康回復を支援する取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設の利用者は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害、配偶者や親族等からの暴力や虐待、生活困窮、心身の障害、住居・居場所の喪失等、多岐に渡る複雑・多様化した課題を複合的に抱え、心身や尊厳を傷つけられ、又は人権を侵害されてきた経緯を持つこともあります。

○自己評価が低く、自信や自尊心も揺らぎ、劣等感、無力感などに苛まれた利用者に対して、自分が存在する意味と価値を実感できるように、心理的な支援をしていくことが必要です。

○そのため、施設においては、心身の健康回復が十分に図られるための必要な支援を行うとともに、常に利用者の尊厳を尊重し、日々の生活や支援プログラムを通して自尊心の回復を図るための支援を行います。

○性的な被害や暴力被害等からの回復支援には、フラッシュバックへの対応等も含め、高い専門性が必要です。

○施設内の心理職による支援だけでなく、必要に応じて外部の専門機関（病院やカウンセリングルーム等）へつなぐ支援も重要です。

○利用者が安心して日常生活を送れる環境を整えたうえで、看護師、保健師等の配置による身体面のケアや心理職による心のケア、嘱託医、提携医療機関等と連携した医療的支援等を行い、利用者の心身の健康の回復を目指すことが必要です。

(3) 評価の留意点

○心理職の配置や、施設内外での心理的支援の実施状況も評価の対象です。

○性的被害や暴力被害からの回復には時間がかかることもありますが、暴力被害を受けた当事者が本来持つ力がエンパワーメントされ、回復していくよう支援していくための取組について評価します。

A－2－（5） 同伴家族等への支援

A⑬ A－2－（5）－① 利用者とその子どもに関する養育支援や親子関係の構築支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者とその子どもに関する養育支援や親子関係の構築支援を行っている。
- b) 利用者とその子どもに関する養育支援や親子関係の構築支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者とその子どもに関する養育支援や親子関係の構築支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 利用者の子どもとの関わりや育児に関する悩みや不安を受け止め、相談に応じている。
- ☐ 利用者と子どもとの間に感情の行き違いや意見の相違がある場合、必要に応じて適切に介入し調整を行っている。
- ☐ 不適切な関わりを伴わない子育てについて利用者に伝え、良好な親子関係の構築を図っている。
- ☐ 同伴児童との関係構築については、個別支援計画に親子関係の構築について記載するとともに、他の関係機関等とのケースカンファレンス等で総合的な問題解決方法の手段を持ち、具体的に取り組んでいる。
- ☐ 虐待や不適切な関わりを発見した時は職員が介入し、必要に応じて専門機関との連携を行っている。
- ☐ 必要な場合には、関係機関（児童が通う保育所や学校、児童相談所、乳児院等）や、医師、弁護士等の専門家との連携を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者に監護する児童がいる場合の利用者に対する養育支援や利用者とその子どもの親子関係の構築支援に関する取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が、同伴児童をはじめとする子どもの養育への自信を喪失している等の状況が確認される場合は、利用者の養育に関する考え方や悩み等を傾聴し、必要な支援情報等を提供するなどの支援を行います。

○利用者が同伴児童の養育を放棄している又は養育ができない状態にある場合、同伴児童の心身への虐待行為がある等の状況が確認される場合は、女性相談支援センター、女性相談支援員、児童相談所やこども家庭センター等と連携して対応することが求められます。

○加えて、親子分離により、利用者の子どもが児童養護施設や乳児院等の他施設に入所している場合は、親子関係再構築に向け、当該施設と連携しながら対応する必要があります。

(3) 評価の留意点

○利用者が安心して子育てに向き合えるようになるためには、職員が児童の育ちに関わり、見守りや相談などの支援を行うことが求められます。また、虐待等の不適切な関わりに対する見守りや介入などの支援が行われているか確認します。

○原則として、利用者の養育支援や、利用者とその子どもの間の親子関係の構築支援に関する取組が行われていることをもって評価します。ただし、施設の特性や利用者の状況を鑑み、同伴児童等の受入が困難と考えられる場合には、児童相談所や児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等と連携した対応を行う体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。

A⑭ A－２－（５）－② 同伴家族に必要な心理的・医療的支援を提供している。

【判断基準】

- a) 同伴家族に必要な心理的・医療的支援を提供している。
- b) 同伴家族に必要な心理的・医療的支援を提供しているが、十分ではない。
- c) 同伴家族に必要な心理的・医療的支援を提供していない。

評価の着眼点

- ☐ DVを目撃した児童を含め、被虐待児等や発達障害を含む様々な障害等の特別な配慮が必要な児童に対しては、必要に応じて個別に対応し、児童の状況に応じた支援を行っている。
- ☐ 女性相談支援センターや児童相談所等と連携し、児童についても発達特性や母子関係、トラウマ等についてのアセスメントを行い、施設内での母子への支援に役立てるようにしている。
- ☐ 同伴児童が、自分の気持ちを言葉で適切に表現し相手に伝えることについて、日常生活の中でその方法を意識的に伝え、その能力が向上するよう支援している。
- ☐ 同伴家族についても丁寧に意見や気持ちを聴き、支援に役立てている。
- ☐ 利用者や同伴家族の意向を尊重しながら、医療の専門家又は医療機関との連携を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、児童をはじめとする同伴家族に対する心理的・医療的支援の提供について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が、その監護する児童をはじめとする同伴家族を伴って入所する場合、利用者が安定した生活を送るためには、同伴家族も安心して安全な生活を送れることが必要です。

○児童をはじめとする同伴家族についても、状況や意思・意見を丁寧に確認したうえで、それぞれの年齢、発達状況、理解力等に応じた分かりやすい説明に努め、利用者と同伴家族の安全で良好な関係性の構築に資するよう、女性相談支援センターや女性相談支援員、こども家庭センター、児童相談所等の関係機関と連携しながら必要な支援を行うことが重要です。

○そのため、同伴家族に対しても必要な心理的支援を提供するとともに、医療等を必要とする場合は、必要な医療が受けられるよう、嘱託医や提携医療機関等と連携して対応します。

○施設での生活においては、利用者本人と併せて同伴家族の状態も適切に把握することが重要です。児童の夜間の発熱等緊急時の対応も含め、施設内の生活においても必要な配慮を行うことが求められます。

○身体的・精神的虐待を受けた児童にとって、安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるという体験は、自身の社会性を養ううえでは必要不可欠であり、様々なおとなとの関わりの中で、安らぎや心地よさにも、多様な形態があることを体感する必要があります。

(3) 評価の留意点

○児童をはじめとする同伴家族についても、状況や意思・意見を丁寧に確認したうえで、それぞれの状況に応じた分かりやすい説明を行っているのか確認します。

○児童自身が施設において安らぎや心地よさを経験することを支援しているのか確認します。

○原則として、同伴家族を受け入れる場合に必要な支援が行われていることをもって評価します。ただし、施設の特性や利用者の状況を鑑み、同伴家族の受入が困難と考えられる場合には、児童相談所や児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等と連携した対応を行う体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。

A⑮ A－2－（５）－③ 同伴児童等への学習・生活支援を行っている。

【判断基準】

- a) 同伴児童等への学習・生活支援を行っている。
- b) 同伴児童等への学習・生活支援を行っているが、十分ではない。
- c) 同伴児童等への学習・生活支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 同伴児童等の生活の安定や活動を保障し、同伴児童等の年齢や状況に応じた活動方法や活動内容を用意するとともに、日常生活上必要な知識や技術の伝達、遊びや行事等を行っている。
- ☐ 同伴児童等が落ち着いて学習に取り組める環境を整え、年齢に応じた適切な学習支援を行っている。
- ☐ 同伴児童等が学習の習慣を身につけるとともに、学習への動機づけを図っている。
- ☐ 同伴児童等の進学や就職への支援について、同伴児童等と利用者の意向をくみ取り、学校と連携して情報提供を行いながら支援している。
- ☐ 同伴児童等の学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。
- ☐ 同伴児童等一人一人の個別性を重視した相談・支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、同伴家族等に対する学習・生活支援の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○法第12条第3項において、施設は、利用者が同伴する児童への学習及び生活に関する支援を行うこととされています。

○同伴児童の年齢に応じて、市町村のこども家庭センター等の機関や保育所等、教育機関等と連携しつつ、通園・通学することやオンラインを活用した参加を検討するなど、自治体が提供する家庭支援のサービスを受けることが可能となるように支援を行います。

○同伴児童の学習権を保障するためには、進路に対する悩み事や相談にのり、児童自身が希望を持って、自らの進路を選択できるように支援します。また、母親（利用者）の理解を得ることも大切です。

○また、同伴児童が自由に意見や要望等を表明できるよう信頼関係づくりに努め、日常生活の児童の表情や態度から、悩みや思いの理解に努めます。

○外部への通園や通学等が困難な場合は、母親が外出する場合や体調不良の場合等の児童の預かりを施設内で行ったり、児童への学習支援等を行うことができるよう、施設内での体制や設備等を整備する必要があります。

○なお、児童に限らず、利用者が家族を同伴している場合には、当該家族の状況や意向も可能な限り踏まえながら、生活支援や心理的支援、通学・通勤、学習等の支援を行います。

(3) 評価の留意点

○自立に必要な力を身につけるためには、同伴児童等の学習権を保障し、適切な学習機会を確保するための支援が求められます。そのためには、児童等が落ち着いた環境の中で学習に取り組むことができるような配慮や、日常の学習面での支援、学校との連携が必要となります。

○原則として、同伴児童等を受け入れる場合に学習及び生活に関する支援が行われていることをもって評価します。ただし、施設の特性や利用者の状況を鑑み、同伴児童等の受入が困難と考えられる場合には、児童相談所や児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等と連携した対応を行う体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。

A－2－（6）自立に向けた支援

A⑯ A－2－（6）－① 利用者それぞれの状況や意向に応じた自立に向けた生活支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者それぞれの状況や意向に応じた自立に向けた生活支援を行っている。
- b) 利用者それぞれの状況や意向に応じた自立に向けた生活支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者それぞれの状況や意向に応じた自立に向けた生活支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ 必要に応じて、身の周りの整理整頓や掃除、身だしなみなど、気持ちよく暮らすために必要な生活支援を行っている。

☐ 行事や支援プログラムを実施する際は、内容と目的をわかりやすく文書で示し、自己決定により参加できるようにしている。

☐ 必要に応じて他の福祉サービスを利用できるように支援している。

☐ 今後の生活の場所について、様々な情報提供をしながら、利用者の主体的な選択を促している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の気持ちが自立に向かっていけるよう、生活を安定すること、そのために生活に関する不安などを軽減していくための支援について評価します。

(2) 趣旨・解説

○法及び基本方針においては、自立とは、経済的な自立のみをさすものではなく、個々の利用者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものであるとされています。

○施設では、この考え方に基づき、利用者がそれぞれの状況や意向に応じた自立した生活を送ることができるよう、個別支援計画にもとづき、将来に向けたきめ細かい支援を行います。

○まずは、利用者が安定した日常生活を送ることができるよう、利用者の生育歴や生活歴を聞き取り、実際の生活場面での生活スキル等を確認しながら、必要な支援を行います。

○基礎的な知識や生活習慣を身につける機会が少なかった利用者や、知的障害、精神的障害、発達障害その他の理由により何らかのサポートが必要な利用者については、個別の背景やこれまでの生活習慣等に配慮し、日常生活が支障なく送れる力を身につけるための支援を行うことが重要です。

○具体的には、整理整頓や掃除・片づけ、身だしなみ等を含めて、利用者の状況に応じて自己管理ができるよう支援します。

○行事などは、利用者が施設での生活を楽しみ、精神安定や自立への意欲を高めていくために計画されるものです。こうした行事や支援プログラムの実施に当たっては、参加が利用者の自由意思によることを前提としつつ、その内容と目的を分かりやすく示して参加しやすいように工夫し、計画・実施します。

○また、行政手続や司法手続などの生活に関わる様々な制度やインフォーマルサービスを含む各種のサービス等が利用できるよう必要に応じて支援します。

(3) 評価の留意点

○利用者の自立に向けた個別支援の内容と状況について、個別支援計画の内容及び、同計画にもとづく具体的な支援の実施状況や支援メニュー等の内容を確認します。

○支援プログラムや行事等の実施に当たっては、その内容と目的をわかりやすく文書で示し、自己決定により参加できるように支援できているか確認します。

A ⑰ A－2－（6）－② 職業能力開発や就労支援を行っている。

【判断基準】

- a) 職業能力開発や就労支援を行っている。
- b) 職業能力開発や就労支援を行っているが、十分ではない。
- c) 職業能力開発や就労支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 利用者の心身の状況や能力・適性・経験・希望に配慮した就労支援を行っている。
- ☐ 就労に不安を持つ利用者については、事情や背景を十分考慮しながら相談・助言を行っている。
- ☐ 必要に応じて福祉的就労の活用を図っている。
- ☐ 公共職業安定所の活用やひとり親向けの就労相談窓口（母子家庭等就業・自立支援センター等）との連携、就職先の開拓など、利用者の心身状態や意向に配慮した就労支援を行っている。
- ☐ 職場環境に関する相談・助言を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者に対する職業能力開発や就労支援の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設は、本人の就労意欲等を確認しつつ、可能な場合は就労に向け、就労支援を行う公共職業安定所等の行政機関や民間団体と連携のうえ、職業訓練の受講や就職活動に向けた支援を行います。

○利用者の置かれた状況や心身状態に配慮しながら、本人の意向に沿った職業・職種などに配慮した職業能力開発・就労支援が求められます。就労に対する不安への適切な助言や、就労後の相談体制の整備など、職場紹介や能力開発にとどまらず、個別のケースに対応した幅広い支援が望まれます。

○障害等の理由により一般就労が困難と思われる場合は、本人の選択を尊重しつつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する就労継続支援等の活用等も進めます。

○経験の乏しさから就労に自信がない、又は不安がある利用者や、就労のイメージが持てない利用者もいることが想定されるため、施設内での作業や日中活動等で、それまでの生活経験や社会経験の中で得られなかった経験を積むことに資するプログラムを実施することも重要です。

(3) 評価の留意点

○利用者の状況をアセスメントし、個別に応じた就労支援のあり方を検討しているか確認します。

○就労安定のための相談を実施し、必要に応じて関係機関（福祉事務所や職業安定所等）や職場と連携しているか確認します。

○原則として、施設として、利用者に対する職業能力開発や就労支援を行っていることをもって評価します。ただし、施設の特性や利用者の状況を鑑み、施設外での作業等を実施することが難しいと考えられる場合には、施設内にて就労支援等を行うことを想定した体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。

A⑱ A-2-(6)-③ 利用者の就学支援を行っている。

【判断基準】

- a) 就学支援を行っている。
- b) 就学支援を行っているが、十分ではない。
- c) 就学支援を行っていない。

評価の着眼点

- ☐ 高校（全日制、定時制、通信制）や短大、大学、専門学校、高校卒業程度認定試験など、利用者の希望に沿った情報提供やサポートを行っている。
- ☐ 落ち着いて学習に取り組めるよう個室スペースを用意するなど環境を整え、適切な学習支援を行っている。
- ☐ 進学支援について、学校と連携して情報提供を行いながら、具体的な目標を定めている。
- ☐ 学費の負担軽減のため、各種の奨学金や授業料の減免制度等の活用への支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者の就学支援に関する取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が、入所前に就学していた場合は、可能な限り引き続き就学ができるよう、利用者の置かれている状況を踏まえながら、オンラインを活用した参加が可能となる居住環境の整備等の検討も含め、通学等に関する支援を行います。

○特に若年女性等の場合、入所後、本人が就学を希望する場合は、相談支援を行い、できる限り就学が可能となるよう環境を整備します。

○また、必要に応じて奨学金等の利用可能な制度を情報提供し、制度利用についての支援を行います。

(3) 評価の留意点

○原則として、施設として、利用者の就学支援に関する取組を行っていることをもって評価します。

ただし、施設の特性や利用者の状況を鑑み、施設外での継続的な就学支援が難しいと考えられる場合には、施設内にて就学支援を行うことを想定した体制整備の状況等を総合的に勘案し評価します。

A－2－（7）地域移行に向けた支援と退所後の支援

A⑱ A－2－（7）－① 利用者が安定した生活を送ることができるよう、地域移行に向けた支援や退所後の支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者が安定した生活を送ることができるよう、地域移行に向けた支援や退所後の支援を行っている。
- b) 利用者が安定した生活を送ることができるよう、地域移行に向けた支援や退所後の支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者が安定した生活を送ることができるよう、地域移行に向けた支援や退所後の支援を行っていない。

評価の着眼点

☐ 退所に向けて、どの地域でどのような生活を送りたいか利用者の意向を聞き取っている。

☐ 退所後の支援が効果的に行われるよう、必要に応じて退所後の支援計画を作成している。

☐ 退所した地域で安定して暮らすために、必要に応じて退所先の行政機関をはじめ、多様な地域の関係機関や団体とネットワークを形成し、利用者が適切な支援が受けられるようにしている。

☐ 退所後も電話や来所によって施設に相談できることを利用者に説明し、相談や施設機能を活用した（施設行事への招待等）支援を提供している。

☐ 退所後の生活が安定していることを確認するための往訪や架電等の取組を行っている。

☐ 必要に応じて退所先に往訪し、必要な支援等を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者が退所後の生活を地域で安定して営めるように支援していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設からの退所に向けては、利用者の健康面、経済面、暮らし方等を確認したうえで、どの地域でどのような生活を送りたいか、入所者の意向を丁寧に聞き取ることが必要です。

○施設を退所し、地域生活に移行する場合、施設入所中から自立に向けた準備を十分に行っていたとしても、すぐには新しい生活に馴染めないことも想定されます。

○また、課題を残したままの退所となるケースもあり、生活支援、障害福祉、医療保健等における継続的な支援を必要とする可能性があります。

○そのため、施設は、退所者が孤立することを防ぎ、安定して自立した生活が営めるよう、本人の意向や必要性に応じて地域の女性相談支援員や市町村の女性支援担当者等とも連携しつつ退所者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましいです。

○退所後に再び困難な状況に陥った際には、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、退所した者とのつながりを保ち、関係機関と連携しつつ、日頃から相談できる関係性を構築していくよう留意します。

(3) 評価の留意点

○退所後の支援に当たっては、できる限り退所者の生活状態が把握出来ていることが必要であり、そのための取組として、退所後の往訪や架電、機関誌等の送付、行事への招待等の評価します。

○施設への来所相談や施設機能の活用のみならず、退所後の支援計画作成等の取組、往訪による相談や介助・同行・代行など積極的アプローチ、退所後長期間にわたるアフターケアの実施に対する取組も評価されます。

○地域移行に向けた支援等を実施していない場合には、c) 評価とします。ただし、支援を実施しているものの、実際に地域生活への移行がなされていない場合については、支援の内容や経過をもとに評価します。地域生活への移行は、利用者の意向等を十分に踏まえて支援されるべきものであり、地域生活への移行が実現したことのみをもって評価しないよう留意します。

○地域生活への移行にあたり、支援の継続性に配慮した対応については、共通評価基準 32 で評価します。